

令和7年度 第2回随時募集(久保田団地、南里団地)

町営住宅入居希望者登録案内

目次

	ページ
1 募集のあらまし	1
2 申込方法	2
3 申込資格	3
4 収入基準及び収入月額計算方法	4~7
5 その他	8
6 申込みに必要な書類一覧	9
7 申込書類	別添

注意

- ・このしおりをよくお読みになってから申込書に記入してください。
- ・原則として申込書の提出は、本人又は入居しようとする親族の方が持参してください。  
(郵送による申込みは出来ません。)
- ・提出した書類は、お返ししません。
- ・このしおりは入居できるまで保存しておいてください。

小川町役場 都市政策課

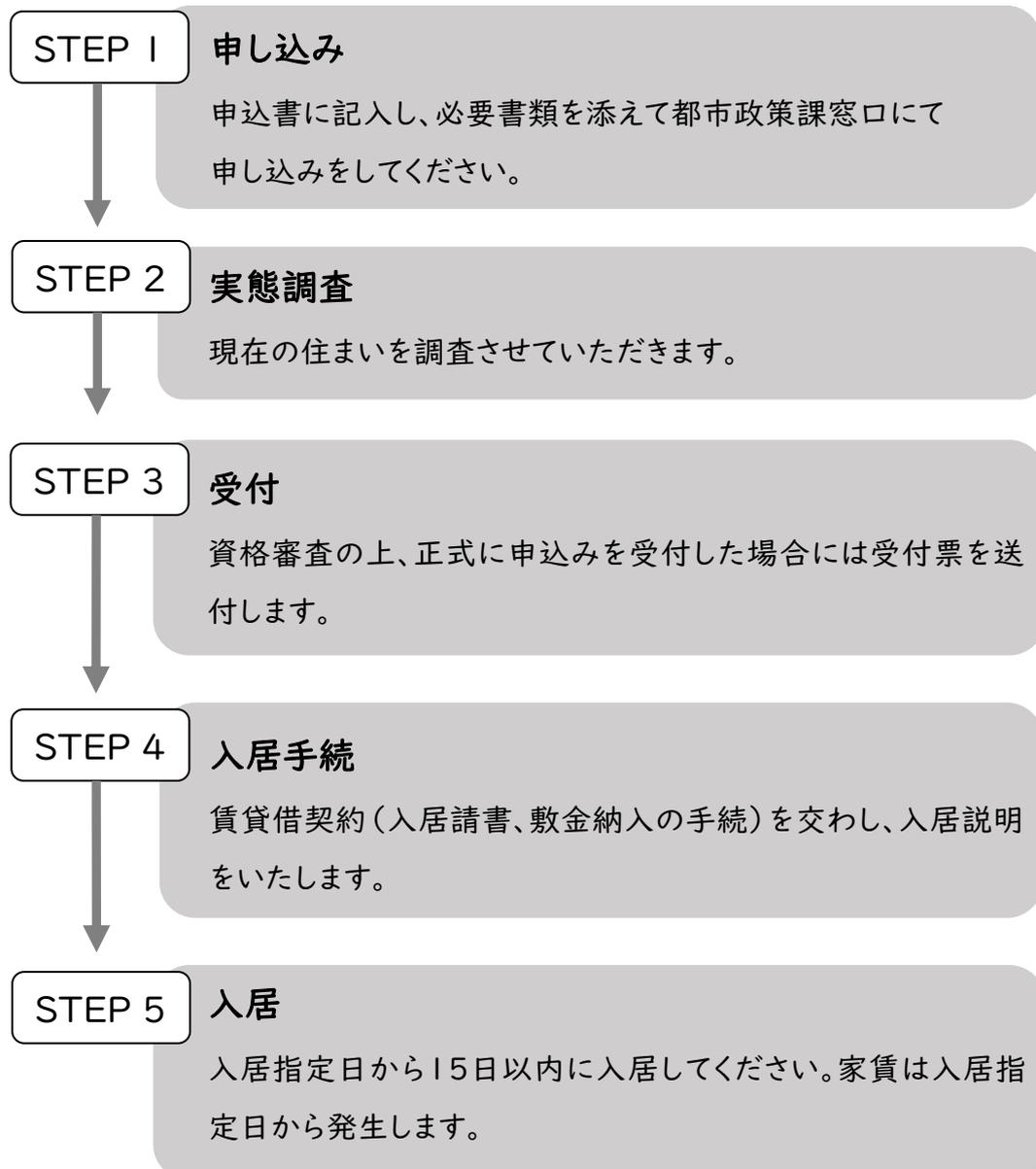
TEL 0493-72-1221 内線 254

# 1 募集のあらまし

## ● 町営住宅とは

町営住宅は、公営住宅法の趣旨に基づき、住宅に困窮する低所得者のために、小川町が国の補助を受けて建設した、公営の賃貸住宅ですので、一般の借家とは異なった制限や義務があります。したがって、一定の基準にしたがって入居者を選考します。

## ● 申込みから入居までの流れ



## 2 申込方法

### ● 募集期間

2026年2月2日(月)～

- 随時受付 ※土・日・祝日を除く。
- 満室になり次第、募集を終了します。

### ● 募集住宅

随時募集 対象住戸						
住宅名	所在地	間取り	募集戸数	家賃(円)	設 備	そ の 他
久保田	大塚 795番地3	3DK	1	21,300～ 41,900	・ガス ・風呂 ・水洗便所	・随時入居可能 ・駐車場代、共益費別
南里	増尾 458番地1	3DK	1	21,200～ 41,600		

- 募集戸数は随時募集開始時点の情報です。
- 家賃は収入(所得)、年度により異なります。
- 詳細は都市政策課にお問い合わせください。

### ● 応募方法

「6 申込みに必要な書類 (9ページ)」に記載の必要書類をご用意いただき、原則として都市政策課窓口でお申込みください。

### ● 入居資格の喪失

次のような場合には失格となります。

- 申込みの内容が虚偽であることが明らかになったとき。
- 入居を決められた日までに入居手続を行わなかったとき。
- 申込書に記載した家族が入居できなくなったとき。
- 同一世帯で2通以上の申込みをしたとき。

### 3 申込資格

- 申込みされる方は、資格として以下のすべての要件を備えていることが必要です。

- 小川町に住所または、勤務先があり町税等を滞納していないこと。
- 申込み本人を含めた同居世帯の全員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- 現に同居し、または同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む）があること。ただし、次の(ア)～(ケ)に該当する方（身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難である方は除く）は単身で申込みます。

(ア) 60歳以上の方

(イ) 4級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方

(ウ) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第一款症以上の方

(エ) 5年経過していない引揚者

(オ) 被爆者

(カ) 生活保護受給者

(キ) ハンセン病療養所等に入所していた方

(ク) 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方）、知的障害者（みどりの手帳等の交付を受けている方）

(ケ) 配偶者からの暴力の被害者で、婦人保護施設での保護が終了した日から5年を経過していない方、又は裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない方

- 現に住宅に困窮していることが明らかな方。
- 入居しようとする世帯全員の収入総額が、次の「4 収入基準及び収入月額計算方法」に記載されている収入月額基準範囲内にあること。

## 4 収入基準及び収入月額計算方法

- 収入基準(申込資格)・・・収入月額 15万8,000円以下

➤ 収入月額とは・・・合計年間総所得金額から諸控除を引き、12で割ったものです。

※ただし次に該当する世帯又は、該当する者が世帯にいる場合は、収入月額が21万4,000円以下まで緩和されます。

(ア) 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方

(イ) 1・2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方

(ウ) A・Bのみどりの手帳等の交付を受けている知的障害者の方

(エ) 入居者が60歳以上の方であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方

(オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

(カ) 被爆者の認定を受けている方

(キ) 本邦引揚後5年経過していない引揚者の方

(ク) ハンセン病療養所等に入所していた方

(ケ) 同居者に小学校就学前の者がいる方

(コ) 単身者で申し込む60歳以上の方

➤ 収入基準となる収入月額計算式

$$\text{収入月額} = \left( \text{合計年間総所得金額} - \text{控除金額} \right) \div 12$$

↓  
計算方法は  
5～6 ページへ

↓  
計算方法は  
7 ページへ

## ● 合計年間総所得金額計算方法

※収入のある者が2人以上の場合、各合計年間総所得金額を合計して求めます。

住民税決定証明書(市町村発行)の所得金額を4ページの式にあてはめる

### ① 令和7年(2025年)1月2日以降に就職、転職した方(給与所得者)

$$\text{推定年間収入} = \frac{\text{収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤続月数(月の端数は切捨て)}} \times 12 + \text{賞与} \rightarrow \text{6ページのAへ}$$

### ② 令和7年(2025年)1月2日以降に事業を始めた方(事業所得者)

$$\text{推定年間所得} = \frac{\text{総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数(月の端数は切捨て)}} \times 12 \rightarrow \text{4ページの式へ}$$

※一ヶ月未満の場合は前年の所得証明書により判断します。

### ③ 年金所得の計算方法

老齢年金、普通恩給については、次の計算方法により年間所得金額を算出します。

→ 4ページの式へ

(1円未満の端数は切り上げます。)

受給者の年齢	年間収入額	年間所得金額(円)
65歳以上の方	1,100,000円まで	0
	1,100,001~3,299,999	年金額-1,100,000
	3,300,000~4,099,999	年金額×0.75-275,000
	4,100,000~7,699,999	年金額×0.85-685,000
65歳未満の方	600,000円まで	0
	600,001~1,299,999	年金額-600,000
	1,300,000~4,099,999	年金額×0.75-275,000
	4,100,000~7,699,999	年金額×0.85-685,000

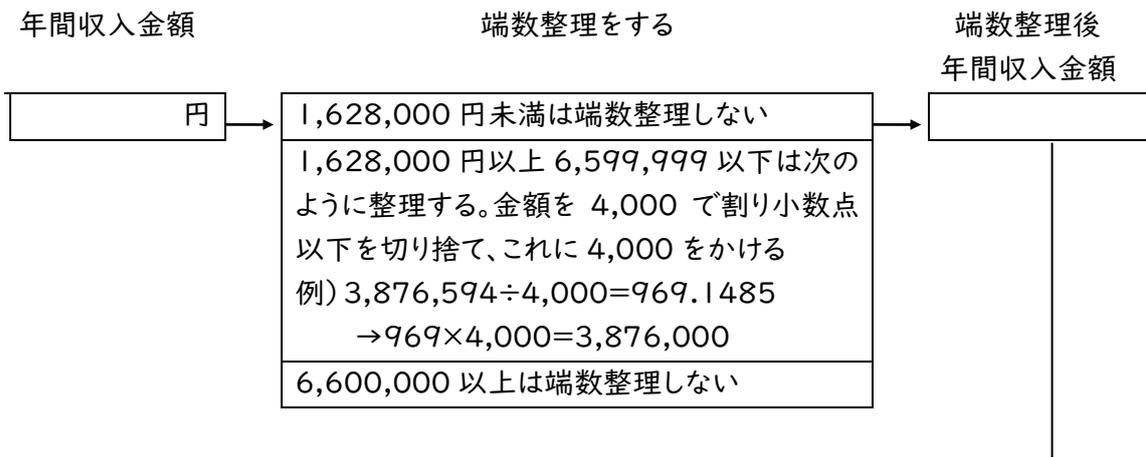
※受給者の年齢区分は、その年の12月31日の年齢によります。

(1月1日生まれの方は、年齢を1歳加算してください。)

④ 年間収入金額から計算する方→ 次の A へ

⑤ 年間所得金額から計算する方→ 次の B へ

### A 年間収入金額の端数整理



### B 年間総所得金額の計算方法

給与所得控除額を控除する

年間収入金額(=★)の区分	年間所得額	
~550,999 円	0	
551,000~1,618,999 円	推定年収金額-550,000 円	
1,619,000~1,619,999 円	1,069,000	
1,620,000~1,621,999 円	1,070,000	
1,622,000~1,623,999 円	1,072,000	
1,624,000~1,627,999 円	1,074,000	
1,628,000~1,799,999 円	★を端数処理 ★÷4,000=A Aの小数点以下を 切り捨てた額=B B×4,000=C	C×0.6+100,000
1,800,000~3,599,999 円		C×0.7-80,000
3,600,000~6,599,999 円		C×0.8-440,000
6,600,000~8,499,999 円	年間収入金額×0.9-1,100,000	

→ 年間総所得金額  円を 5 ページの式へ

● 控除金額の計算方法

控除種別	控除対象者	控除金額
所得控除	給与年金所得等 申込者又は同居親族のうち所得税法上の給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※所得金額が10万円未満の場合当該額。	100,000円 × 人数 = 円
一般控除	同居・扶養親族控除 申込者本人を除く、同居(又は同居しようとする)親族及び遠隔地扶養親族	380,000円 × 人数 = 円
特別控除	老人扶養控除 扶養親族のうち年齢70歳以上の方	100,000円 × 人数 = 円
	老人控除対象配偶者控除 控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の方	
	特定扶養親族控除 扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方	250,000円 × 人数 = 円
	障害者控除 申込者本人、同居親族及び遠隔地扶養親族のうち ア 児童相談所などから中・軽度の知的障害者と判定された方 イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2、3級の方 ウ 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の方 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第四項症から第五款症までの方 オ 年齢65歳以上で障害の程度がア、ウと同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている方	270,000円 × 人数 = 円
	特別障害者控除 申込者本人、同居親族及び遠隔地扶養親族のうち ア 心神喪失の常況にある方 イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の方 ウ 児童相談所などから重度の知的障害者と判定された方 エ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1・2級の方 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症から第三款症までの方 カ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 キ 年齢65歳以上で障害の程度がア、ウ、エと同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている方 ク 常に就床を要し複雑な介護を要する方	400,000円 × 人数 = 円
	寡婦控除 所得者本人で「ひとり親」に該当せず、 ア 夫と死別してから婚姻していないか夫の生死が不明な人で500万円以下の所得の方 イ 夫と死別し又は離婚してから婚姻していないか、夫の生死が不明な人で扶養親族のある方	(所得が27万未満の場合は当該所得額) 270,000円 × 人数 = 円
	ひとり親控除 所得者本人で事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がおらず、総所得金額等が58万円以下かつ他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない生計を1にする子があり、合計所得金額が500万円以下の方	(所得が35万未満の場合は当該所得額) 350,000円× 人数= 円

控除金額

4ページの式へ  
円

## 5 そ の 他

### ● 募集住宅について

- 久保田・南里住宅の駐車場は有料(3,000円/台)となります。
- 犬、猫などの動物は飼育できません。
- 高速インターネット通信の導入には制限があります。

### ● 入居手続について

- 入居決定を受けた日から原則10日以内に入居手続を済ませてください。
- 敷金として、入居時家賃の3ヶ月分を入居手続のとき、納入していただきます。
- 入居の際は、連帯保証人が1名必要です。  
なお、連帯保証人の印鑑証明及び所得証明書を提出していただきます。
- 入居(引越し)は入居指定日から15日以内に完了してください。

### ● 共益費の負担

- 久保田・南里住宅は共同施設管理費用を自治会へ負担していただきます。

### ● 入居後の注意事項

- 家賃の納入期限は毎月月末です。家賃を3ヶ月以上滞納されたときは、明渡しを請求します。家賃等は納付書払いもしくは口座振替にて納入していただきます。
- 次年度の家賃を決定するために、収入申告書を毎年7月頃提出していただきます。その結果に基づき皆様の家賃が決まります。収入基準を超えるときは、収入に応じて決まる家賃に、超過の割合に応じて加算された家賃となります。また、入居してから5年以上経過し、収入調査で「高額所得者」に認定されたときは、住宅の明渡しが請求されます。

### ● 個人情報の取り扱い

申込み者の個人情報は入居審査利用目的の達成に必要な範囲内で収集します。町が保有する申込者の個人情報は小川町個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

## 6 申込みに必要な書類

全員の方に必ず提出していただく書類(別途書類の提出を求めています。)

1. 町営住宅入居申込書	必要事項をみれなく記入してください【とじ込み書類】
2. 住民票	世帯全員が載っていて、続柄の記載のあるもの【町民課】
3. 住民税決定証明書	所得のある方全員【税務課】
4. 非課税証明書	住民税決定証明書の発行ができない方全員【税務課】
5. 完納証明書	全員の方の滞納がないことがわかるもの【税務課】
6. 住まいのアンケート	【とじ込み書類】
7. 賃貸契約書の写し	現在民営アパート等に居住している方

※所得に関する書類(上記3、4、5)は、中学生以下の方を除いて全員分必要です。

該当する方のみ提出していただく書類

○母子(父子)世帯	戸籍謄本
○寡婦(寡夫)控除に該当する方	戸籍謄本
○事実上婚姻関係が解消した世帯	戸籍謄本(親子別戸籍の場合両方必要) 一年以上別居していることを証明する双方の住民票又は家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書
○内縁関係に該当する方	それぞれの戸籍謄本と内縁関係申立書【とじ込み書類】
○障害者の方	身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳等の写し
○生活保護を受給している方	生活保護受給証明書
○前年1月2日以降に現在の職場に就職した方	健康保険証の写し 給与支払証明書【とじ込み書類】
○前年1月2日以降に自営業を開始した方	税務署長に提出した開業届の控 収支明細書【とじ込み書類】
○前年1月2日以降に退職し現在無職の方	雇用保健受給資格者証の写し又は退職証明書 【とじ込み書類】
○前々年11月以降に、新たに年金受給権を取得した方	年金証書及び年金支払通知書の写し
○日本国籍のない方	世帯全員の外国人登録原票記載事項証明書又は外国人登録証明書(カード)表裏の写し
○現在婚約中の方	婚約申立書【とじ込み書類】
○町外居住者で町内に勤務場所のある方	在職証明書【とじ込み書類】
○ハンセン病療養所等に入所していた方	入所証明書(ハンセン病療養所等の所長又は、厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの)
○DV被害者世帯	次のいずれかの書類 1 婦人相談センター所長の証明(入所の証明) 2 母子生活支援施設の長の証明(入所の証明) 3 裁判所が決定した保護決定書の写し